

運行管理者が受講する講習について

「貨物自動車運送事業輸送安全規則」の一部改正並びに告示の制定に伴い、国土交通大臣が認定した運行管理者の一般講習は運送事業者の責任で運行管理者に受講することになっておりますが、今後運行監査部長又は運輸支局長からの受講通知はありませんので、ご注意ください。

※ 「新たに選任された運行管理者」に、選任届出をした日の属する年度（やむを得ない理由がある場合にあっては、当該年度の翌年度）に基礎講習または一般講習（基礎講習を受講していない当該運行管理者にあっては、基礎講習）を受講させること。

☆「新たに選任された運行管理者」とは

当該事業者において初めて選任された者のことをいい、当該事業者において過去に運行管理者として選任された者や他の営業所で選任されていた者は、新たに選任した運行管理者に該当しない。ただし、他の事業者において運行管理者として選任されていた者であっても当該事業者において運行管理者として選任されたことがなければ、新たに選任した運行管理者とする。

※ 「すでに選任されている運行管理者」については、2年毎に一般講習を受講させること。

なお、特別講習(死者又は重傷者を生じた事故を惹起した営業所の運行管理者又は行政処分を受けた営業所の運行管理者が対象)を受講させることについては、従来どおり運輸支局長から運送事業者に対し、その旨の通知を行いますので、通知のあった運行管理者については、必ず受講させて下さい。

また、特別講習の通知があった運行管理者が所属する営業所に選任されている全ての運行管理者には、一般講習を2年連続して受講させて下さい。

参考

国土交通省告示第455号（基礎講習及び一般講習）第4条第1項

貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について

国自安第77号・国自貨第82号・国自整第148号（平成24年4月16日付）